

東日本大震災からの復旧・復興のための 施策等に関する意見

東日本大震災からの復旧・復興のための施策等に関し、現段階での、被災地域の町村会等の意見を取りまとめ提出いたしますので、今後の復興構想の審議に反映していただきますようお願いいたします。

．震災の復旧・復興対策

1．復興構想等への被災町村の意見反映

復興構想の策定等にあたっては、被災地域の住民の意向に配慮するとともに、被災町村が地域の実情を踏まえた主体的な取り組みを進められるよう、十分意見を反映したものとすること。

また、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。

2．住民生活や経済活動など復興への支援

今回の地震等による被害は、地域住民の生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与え、日本経済にも多大な影響を及ぼすことから、住民生活の安定と農林水産業、商工業、サービス業などすべての産業の復興に対して、抜本的な対策を推進すること。

3．切れ目のない予算措置と特別法の制定

本格的な復旧・復興に向けて、がれきの撤去や仮設住宅の整備、ライフラインの復旧、被災者の生活支援を確実に行うとともに、切れ目のない予算措置を講じること。

また、「復興基本法」をはじめ、震災関連特別法を早期に制定すること。

4．復旧・復興対策に要する財政措置

- (1) 復旧・復興に関する施策を迅速かつ計画的に実施するため、国の責任において、必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 現行諸制度の隙間を埋め、被災地の早期復興、被災者の自立支援等を長期的、安定的、機動的に進めるため「震災復興基金」を創設し、被災市町村に対し必要な財政支援を行うこと。
- (3) 被災自治体が、地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に復旧・復興事業等を実施できる交付金を創設すること。
- (4) 役場庁舎が流失・損壊した被災町村の復興を支援するため、役場庁舎・支所の本格的な再建についても国庫補助の対象とする等補助対象事業の範囲を拡大すること。

5．被災市町村への人的支援

中・長期にわたる復興を支援するため、全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣を積極的に進め、その経費について、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

6．生活の平常化に向けた取り組み

先般示された本格復興に至るまでの3ヶ月間の取組方針に基づき、8月中旬までの避難所の解消、応急仮設住宅の建設促進、保健・医療・福祉、教育等のサービスの確保、緊急災害防止対策、地域住民の生活路線である沿岸部の第3セクター鉄道等インフラの復旧等について、確実に推進するとともに、同取組方針のスケジュールを極力前倒しし、一日も早い復興につなげること。

7．災害廃棄物の処理

復興の妨げとなる災害廃棄物の処理は8月末までに確実に行うこと。

また、災害廃棄物処理を県に委託した場合、市町村ごとに種類別の処理実績の把握も必要となり、膨大な事務作業を強いられることから、国庫補助の仕組みについては、広域処理の実情を踏まえ、法改正を含めた抜本策を講じること。

8．農林漁業の事業再開への支援

- (1) 国は、我が国の食料・木材生産を支えてきた東北地方において、震災により農地、漁船・漁港、製材所等の生産インフラが壊滅的な打撃を受け、食料供給力が大きく低下したことを深刻に受け止め、これまでの予算措置の枠組みにとらわれず、国家的な見地から国費による生産インフラの復旧に努め、農林漁業従事者が一日も早く事業を再開できるように強力に支援すること。

(2) とりわけ、漁業においては、大津波により漁船、漁港、養殖施設、加工施設等のインフラが一瞬にして損壊、流出し、被害額が9千億円に上っており、再建を困難視する向きもあるが、三陸沖をはじめとする北西太平洋海域は世界有数の漁場であり、国による強力な支援がなされるならば、漁業と漁村が復活することは十分に可能である。

その際、従前の補助事業のようにインフラ復旧に要する経費の一部を漁業者や町村等に負担させた場合、復旧は円滑に進捗せず、漁業生産の低迷、既往債務と併せた二重ローンの発生、漁村集落の崩壊等を招来することから、国は、全額国費によるインフラ復旧に努め、当分の間、漁業者や漁協等が負担可能な利用料でリースするという方策を確立すること。

また、インフラ復旧に係る工程表の作成に当たっては、地域に密着した多数の中小規模の漁港や漁村が置き去りにされないよう現場の声を十分に聴取し、配慮するとともに、漁業再開までの被災漁業者の生活面も考慮し、災害復旧工事等への優先的な雇用及び二世代で無理なく住居を再建できる助成措置を講じること。

(3) 農業においては、海水が冠水した2万ヘクタールの農地の除塩が完了するまで農業収入が得られないため、被災農業者を優先的に災害復旧工事等に雇用するよう努めるとともに、被災農業者の既往借入金に係る金利の減免、償還期限の延長等を講じること、被災農業者が負担している土地改良区の賦課金に対する助成措置を講じ、損壊した用排水路等の復旧工事を促進すること。

．原子力災害対策

1．放射性物質の放出停止

国は、「原発事故の収束」がこれまで原発を推進してきた国家の責務であることを再認識した上で、既存組織にとらわれず、国内外の英知を結集するなど国家の総力を傾注して、先般、見直された「事故の収束に向けた道筋」に基づく工程を国主導で達成し、放射性物質の放出を一日も早く停止させること。

2．責任ある避難の指示

国は、指示避難、計画的避難、自主避難等を一方的に指示するのみで、本来、国の責任で一体的に実施されるべき避難先・避難手段の確保や避難先での生活支援等が全く不十分であり避難した住民が困惑している現状を猛省し、衣食住、雇用、教育、集落自治等生活全般にわたる不安な気持ちを思いやった、物心両面からのきめ細かな避難支援策を講じること。

3．避難先不明者の確認

避難を余儀なくされた町村では、行政機能の低下に加え、国からの唐突な避難指示により避難先や安否が確認できない住民が多数発生し、町村役場を窓口とした義援金の支給や罹災証明等様々な行政サービスが滞っているため、国は、テレビ・新聞・インターネット等あらゆる媒体を通じて避難先不明者の確認に努め、町村の自治機能の回復を強力的に支援すること。

4．賠償範囲の明確化と賠償金支払いの迅速化

国は、原子力損害の賠償に当たっては、福島県だけでなく全国の事業者で深刻になっている風評被害を含む営業損害はもとより、避難した住民の経済的損害や精神的苦痛など原発に起因するものは全て賠償の対象になることを早急に明示するとともに、原発を推進してきた国が実質的に全ての賠償責任を負うとの立場から、簡便な損害評価方法により迅速に賠償金又は仮払金を支払うことができるように、特別法の制定等により実施体制、予算措置を確立すること。

5．関係町村における地方税の減収に伴う財政措置

避難を強いられた町村における地方税の減収については、国が責任を持って確実な財政措置を講じること。

6．放射性物質により汚染された住居、農地等の除染

避難区域等から避難した住民や事業者が、今後、帰宅して日常生活や事業活動を再開するためには、放射性物質により汚染された住居、農地、校庭、店舗等の除染が不可欠であるため、国は、それらの除染方法や安全基準を早急に開発するとともに、除染計画を明示すること。

7．子どもの安全対策の確立

子どもは放射性物質の影響をより強く受けることから、放射線量の高い地域を中心に不安が広がっているため、国は、スクリーニング検査・甲状腺検査を健康診断の一環として定期的に行うこと、小学校等の校庭や砂場の土壌を処理すること、窓の開放を避けるため、空調

設備等を小学校等に設置すること等を早急に実施し、不安の払拭に努めること。

8．放射性廃棄物の処理方法の明確化

放射線量が高い下水汚泥、農地・校庭の土壌等をはじめとする放射性廃棄物については、廃棄物処理法の対象外であり通常の廃棄物処理施設では処理できないため、国は、これらの放射性廃棄物を処理従事者や周辺に影響を及ぼさないように安全に処理する基準・方法を早急に確立するとともに、放射性廃棄物専用の処理施設を設置すること。

9．正確で分かり易い情報提供による安心感の醸成

国は、放射性物質に対する国民の不安や不信が、国からの情報提供の分かりにくさに起因していることを真摯に受け止め、国民の誰もが理解できるように、例えば、テレビ等の報道においては放射性物質・放射線の意味やその安全基準について分かり易い広報に努めるとともに、放射性物質のモニタリングの対象品目・調査地点（海域を含む）を大幅に拡大し、国民の安心感の醸成に鋭意努めること。

10．原発の安全性に関する説明責任と独立した監督機関の設立

国は、国が安全性を確認した原発において事故が発生したという重い事実を厳粛に受け止め、浜岡原発以外の原発が東日本大震災並みの巨大地震や大津波に対しても安全であることについての説明責任を果たし、周辺住民

の不安の払拭に努めるとともに、今後は、これまでの安全検査の基本思想や実施体制をゼロベースで抜本から見直すこと。

その際、原発の推進機関（資源エネルギー庁）と監督機関（原子力安全・保安院）が同じ省庁にある現状を見直し、海外の専門家を加えた独立機関による厳正な監督体制を確立すること。

・ 現存の基礎自治体の再建支援

既に、被災後2か月が経過したところであるが、未だ厳しい避難生活が続き、やむを得ず故郷を離れている住民も多数に上り、復興に向けた総意の結集もままならないのが実情である。

しかしながら、各方面で、住民の存在を無視するかのようになり、効率的な復興という名の下で市町村合併や強制的な合併につながる道州を視野に入れた体制が論じられることは、誠に遺憾である。

しかも、効率性を重視する体制整備とこれをベースに行う復興事業の選択と集中は、「平成の合併」によって顕在化したような、中心部と周辺部との地域間格差の拡大、行政と住民相互の連帯の弱まり、役場の存在によって保たれてきた安心感の喪失など多くの弊害が予測される。被災地域の住民生活の再建やその基礎となる地域産業のきめ細かな再生につながらず、むしろ被災地域の疲弊を深めるだけである。

被災地域の最大の強みであり、復興の原動力ともなるものは、集落や町村単位の絆の太さである。これを不用意に断ち切ることのないよう細心の注意を払い、現存する基礎自治体の再建を強力に支援すること。

平成 23 年 5 月 24 日

東日本大震災復興構想会議検討部会長
飯 尾 潤 様

全国町村会長
藤 原 忠 彦